

令和7年度第5回山形地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和8年3月17日（火）午後1時26分～午後1時55分
- 2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）
- 3 出席者 委員13名
公益 押野委員、粕谷委員、丸山委員、本間委員
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、納富委員
使用者側 江袋委員、大泉委員、木村委員、丹委員、仁藤委員
【欠席】 公益・コーエンズ委員、労働者側・柿崎委員
（事務局） 島田山形労働局長、松岡労働基準部長、門脇賃金室長、
今野賃金室長補佐、高橋事務官

4 議 題

- (1) 令和8年度山形県特定（産業別）最低賃金に係る意向表明について
- (2) 令和8年度審議会開催日程（案）について
- (3) その他

5 議事経過

○本間会長

ただ今から、第5回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は年度末のお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。最初に本日の出席者の状況及び審議会の公開等について事務局から報告してください。

○事務局：門脇

本日は、公益のコーエンズ委員、労働者側の柿崎委員が欠席されておりますが、公益委員4名、労働者側委員4名、使用者側委員5名、計13名の出席がございますので、最低賃金審議会令第5条第2項で規定する定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は「公開」での開催であり、報道機関の方が入っております。カメラ撮影については冒頭の部分を許可しておりますことをご報告いたします。

○本間会長

それでは、審議会の開催に当たり、山形労働局長からご挨拶をいただきます。

○島田労働局長

本日は、年度末のお忙しい中、第5回山形地方最低賃金審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、日頃より労働行政の運営に関しましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度の山形地方最低賃金審議会につきましては、昨年7月14日の第1回から本日まで本審議会を5回、地域別最低賃金の専門部会を8回、特定最低賃金改正の必要性を検討するための運営小委員会を2回、3業種の特定最低賃金専門部会を延べ10回、合わ

せて 25 回にわたる会議を開催し調査・審議を尽くしていただきました。

委員の皆様の真摯なご審議により、山形県最低賃金は目安額 64 円に 13 円上乗せして 77 円引上げ、特定最低賃金については 3 業種において 58 円ないし 59 円引上げの答申をいただき、いずれもこれまでで最高の引上げ額となったところです。

令和 7 年度における当県の最低賃金改正を滞りなく行うことができましたのは、本間会長様をはじめ、委員のみなさまの最低賃金制度へのご理解と、それぞれのお立場での地域の実情を踏まえた真摯なご審議の賜物と考えており、深く感謝を申し上げます。

現在、春季労使交渉の只中にあると思っておりますが、昨年 10 月に高市政権が発足し、11 月の経済対策において、「適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく」ことが盛り込まれ、まずは構造的な賃上げの実現に向けた環境整備をしっかりと行うことを重視するという方向性が示されております。当局においても、先般、地方版政労使会議を開催し、賃金引上げに向けた取組みについて、労使団体や金融機関、行政機関等と意見交換を行ったところです。

令和 8 年度の最低賃金改正に向けては、政府目標の在り方等、現時点では不透明な要素もありますが、政府全体として最低賃金の引上げが引き続き重要な課題となっている点は、これまでと大きな違いはないものと思われま。

物価上昇など賃上げを取り巻く情勢は依然として厳しい中、最低賃金改正審議を行っていただくということで、委員の皆様には次年度の審議においてもご苦労をおかけすることになるかと思っておりますが、今後とも、本審議会及び労働行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

○本間会長

それでは議事に入りますので、報道機関の方はご着席ください。はじめに、本日の配付資料について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

配付資料についてご説明いたします。

1 ページ、資料 I - 1 をご覧ください。令和 7 年度山形地方最低賃金審議会の開催状況でございます。振り返りとなりますが、7 月 14 日に第 1 回本審議会を開催し、山形労働局長から地域別最低賃金の改正諮問を行い、専門部会を設置いたしました。

8 月 5 日の第 2 回本審議会は 2 部制で開催し、第 1 部は関係労使からの意見聴取を行い、第 2 部は目安伝達と基礎調査結果について事務局からご報告いたしました。

山形県最低賃金専門部会については、8 月 1 日から 9 月 2 日まで 8 回にわたって審議を重ね、改正金額を 77 円引上げの 1,032 円、発効日を 12 月 23 日とする公益見解に労使が歩み寄る形で部会結審し、9 月 3 日の第 3 回本審議会において賛成多数で結審し答申しております。同日、特定最低賃金に係る改正の必要性諮問を行っており、9 月 9 日と 16 日に運営小委員会を開催し改正の必要性や優位性などを検討・協議しました。運営小委員会の検討を踏まえ、9 月 19 日の第 4 回本審議会において自動車整備業を除く 3 業種について「改正の必要性あり」との答申をいただきましたので、同日金額改正の諮問を行い、業種ごとに専門部会を設置いたしました。特定最低賃金専門部会については、10 月 3 日に 3 業種合同で第 1 回専門部会を開催し、その後は、10 月 21 日までの間に各部会とも 3 回にわたって金額審議を重ねていただきました。

一般産業用機械・装置等製造業は、労使双方が歩み寄り 58 円引上げの 1,070 円。電気機

械器具等製造業は、公益委員見解に労使双方が歩み寄り 59 円引上げの 1,055 円。自動車・同附属品製造業は、公益委員見解に労使双方が歩み寄り 58 円引上げの 1,070 円。となり、3 業種とも全会一致で結審しております。発効日は山形県最低賃金発効日と同様に 12 月 23 日となっています。なお、自動車整備業については、改正の必要性審議において意見の一致に至らず、今年度は改正を見送っております。

本日、第 5 回本審議会では、次年度の特定最低賃金の意向表明を受け、ご審議いただきます。

次に、1 枚めくっていただきまして、2 ページ、3 ページをご覧ください。

令和 7 年度全国の地域別最低賃金の決定状況でございます。左のページが北海道から順に並べたもので、右のページが金額順に並べたものでございます。3 ページの金額順の方で説明いたします。

まず、結審状況についてです。○全会一致が 10、●使用者側、一部反対を含む反対が 26、■使用者側、一部退席を含む退席が 4、▲労働者側、一部反対を含む反対が 8、▼労働者側退席が 2 となっております。近年をみますと、令和 5 年度は退席 0、昨年度は使用者側退席が 2 だったところ、今年度は労使ともに退席がでる状況となっています。なお、今申し上げた数字ですが、例えば宮城県のように、労使双方一部反対●▲の結審はダブルカウントとなりますので、足し合わせても 47 にはなりませんことを申し添えます。

次に、引上げ額についてですが、黄色に染めているところが山形県と同じ C ランク県です。昨年度に続き C ランク県の多くが、目安額に大幅に上積みをしており、B ランクにおいても福島、愛媛は山形県以上の引上げとなっています。全国加重平均額は 1,121 円となり、今年度全地域が 1,000 円を超えとなりました。

山形県は、ランク分けの指標となる経済の総合指数が全国で 37 番目となっていますが、今年度は最低賃金を金額順でみるとちょうど 37 位という結果になっています。

下の余白【参考】ですが、最高額の東京都と山形県の関係では、比率は 84.2% となり、金額差は 194 円と縮小しております。全国加重平均との関係でも比率、金額差ともに縮小しております。

1 枚めくっていただきまして、4 ページ、資料 I - 4 特定最低賃金の決定状況になります。山形県は緑色にしておりますが、その他水色のところは改正の申出がなかったところ。黄色のところは改正の「必要性なし」となったところ。

10 ページから 13 ページには山形県で設定している特定最低賃金と同種と思われる産業について抜粋したものを金額順に並べて掲載しております。お時間のある時にご覧いただければと思います。

次に、少し飛びまして 22 ページをご覧くださいと思います。最低賃金引上げに向けた中小企業、小規模・零細事業者等への支援事業の実施状況でございます。

2 業務改善助成金、3 キャリアアップ助成金とも 2 月時点の数字ではありますが、それぞれ昨年度より多くの申請をいただいている状況で、業務改善助成金は昨年度申請件数が 201 件であったところ、今年度は 363 件と昨年比 1.8 倍の申請がありました。

引き続き、賃上げ支援事業について周知広報、制度の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

簡単ではございますが、資料説明は以上です。

○本間会長

ただ今の説明について、質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。議事の（1）令和 8 年度特定（産業別）最低賃金の金額改正に

関わる意向表明についてであります。労働者側から説明をお願いいたします。

○労働者側：石川委員

本日、次年度の特定最低賃金の意向表明をさせていただきました。資料の14ページ目以降ですが、適用労働者によって申出をすることを表明させていただきました。

県内では長きにわたって少子高齢化、労働力流出を背景に人口100万人どころか99万人を割ってしまいました。有効求人倍率も高止まりが続いて、長引く人手不足の解消には至っておらず、将来も見通せないような状況であります。これに対する対応や対策としては、減少スピードを緩和する抑制策と減少が進む中においても暮らしの質や地域の活力を維持、向上させる対応策の両面から取り組む必要があるのではないのでしょうか。最低賃金はその一環、対応策でありまして、その引上げは全ての働く仲間のセーフティネットであり、県内産業や地域経済の発展を担うものです。さらに、生活者の最低限の生活を保障するものでもあり、最近では社会的注目度が高くなってきている状況です。少し視野を広げてみれば、国際的にみた一般労働者の賃金中央値に対する比率は、日本は現在49%程度にとどまり、国際的な水準と比較して、不十分と言わざるを得ない状況です。最低賃金法第1条に規定する生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引上げるべきと考えております。現在、中央の方では春季生活闘争のやま場を迎えております。連合山形加盟組織では、本日からやま場と捉えておりますけれども、現実的に妥結が出てくるのは来週以降かなというところですので。3月2日に連合の今次生活闘争の要求内容をプレスリリースさせていただいております。それによりますと、集約では金額にして19,506円、率にして5.94%という高い水準になっております。参考までに24年度の同時期は5.85%、25年度の同時期は6.09%の要求の水準でした。

特定最低賃金の基本的な考え方です。特定最低賃金は、労働条件の向上、または事業の公正競争をより高いレベルで確保し、産業ごとの企業横断的な最低賃金水準を決定する役割を果たしております。これは、地域別最低賃金との優位性確保が困難な現状下においても何ら変わることはなく普遍的なことでありと考えております。公正競争が担保される環境情勢の必要の高まりや産業構造の変化、労働力、人口減少に伴う産業間の人材獲得競争の激化など総合的に鑑みればむしろ特定最低賃金の意義や必要性は年々高まってきているのではないかと考えております。公労使はその重要性を再認識し、当該産業の労使のイニシアティブを発揮してまいりたいと考えております。とはいえ、中小零細企業については、さまざまな環境下で厳しい経営を強いられている事実があります。近年は、防衛的に賃上げを行っている企業も少なくはありません。こういったことから、適正な取引慣行の実現に向け、労使ともに取り組みを進めておりますが、今後も強力に進めていくことを約束させていただいた上で真摯な議論を尽くし、お互い納得のいく結果を導き出したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○本間会長

ただ今の労働者側からの説明についてであります。使用者側から質問等はございませんでしょうか。

○使用者側：丹委員

特にございません。

○本間会長

では他の委員、何かご質問等ございませんか。あるいは追加のご意見とかありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これに関連して特定最低賃金適用事業所数及び適用労働者数について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：高橋

資料 18 ページについてご説明いたします。

毎年 12 月 1 日現在の数値を調査しており、数値の算出は令和 3 年経済センサス活動調査を基礎資料としております。

また、4 産業のうち、自動車整備業については、分解整備に従事する者となっておりますが、町の整備工場やディーラー等様々な業種で分解整備従事者がおり、センサスの情報からは算出できないことから、従来からとなっておりますが、山形県自動車整備振興会様がまとめていらっしゃる数値を基に、事務局で独自集計し算出しております。

表の見方になりますが、各項目 3 段構成となっております、上段の青字にしているものが昨年度の数値、下段の赤字のものが本年度の数値、中段が変動した数値となっております。

一般機械であれば、適用事業所数は昨年調査では 78 事業所でしたが、本年調査では 74 事業所、4 の減少、労働者数は昨年調査では 2,820 人、本年調査では 2,903 人、83 人の増加となっております。

除外労働者につきましては、基礎調査の集計結果を参考に労働者のうち何割が除外になるかを推計した数値となっております。基礎調査は毎年同一事業所を対象にしているものではなく無作為抽出による調査のため、調査年によって増減幅が異なります。

労働者数から除外者数を引いた数値が各産業における適用労働者数となり、上から順に一般機械は 2,612 人、電気機械は 18,199 人、自動車部品は 4,553 人、自動車整備は 3,456 人となります。

以上になります。

○本間会長

ただ今の説明についてご質問等ありますか。よろしいでしょうか。

労働者側から特定最低賃金について、次年度も改正に関する申出を行う意向表明がなされました。委員の皆様には、次年度も特定最低賃金の審議が行われるとの心づもりをお願いいたします。また、事務局においても、特定最低賃金の審議が行われることを前提として準備をお願いいたします。

続きまして、議事の（２）令和 8 年度の審議会開催日程について、現時点での大まかな流れについて事務局からご提案をお願いします。

○事務局：門脇

令和 8 年度の本審議会、専門部会の流れについて、説明及び提案をさせていただきます。

19 ページをご覧ください。太線で囲ってあるところが令和 8 年度の日程案でございます。大まかには今年度と同じように考えております。資料の上の方、本審の部分をご覧ください。丸で囲った数字は第何回の審議会かを現わしています。

まず、審議日程を組むに当たっての考え方ですが、以前より委員の皆さまから「近隣県の状況も見ながら審議できる日程での調整が望ましい」とのご意見をいただいております。また、令和 5 年 4 月に中央最低賃金審議会が取りまとめた「目安制度の在り方に関する全員協

議会報告」において、発効日について、10月1日や10月の早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられるが、発効日とは審議の結果で決まるもの、という見解が示されており。本県の審議においては、近隣県などの状況を参考にできるように、次年度におきましても若干遅めのスケジュールがよいのではと考えております。

事務局の案ですが、中賃の諮問後、7月上旬に第1回本審議会を開催し労働局長から改正諮問を行いたいと考えております。

中賃の目安答申が7月下旬にだされると想定し、7月下旬から8月上旬に第2回本審議会を行い、「参考人意見聴取」と「目安伝達」を行いたいと考えております。

1枚めくっていただきまして20ページをご覧ください。これは答申日と発効日の関係を示した表でございます。この表の見方ですが、例えば8月5日に答申をいただくと、異議申出の締切りが8月20日となり、翌21日に異議審を開催すると9月1日の官報に載って10月1日に効力発生となるという意味です。つまり、10月1日の発効を目指す場合は8月5日までに答申を行うということになります。

日程の考え方ですが、近年の傾向を考慮すると、お盆前での結審を目指そうとした場合、専門部会の設定が窮屈になり、近隣県や多くのCランク県の情報は得られないと思われまので、あらかじめお盆明けの週で結審し、答申をいただくような形を考えております。

19ページに戻っていただきまして、特定最低賃金についてですが、第3回の本審議会で地賃の答申をいただいた後に特定最低賃金の必要性の諮問を行い、審議をお願いしたいと考えております。今年度は地賃の大幅な引上げにより4業種全ての特賃が埋没したことから、運営小委員会を設置し、特賃の必要性や優位性についてご検討いただきました。事務局としましては、次年度も運営小委員会を開催する方向で日程を組みたいと考えております。第4回本審議会では運営小委員会の検討内容を踏まえ必要性を審議いただき、改正の必要性が認められれば、直ちに改正諮問を行いたいと考えております。

最後は、3月中旬に第5回本審議会を開催し、本日同様、次年度の産業別の特定最低賃金についての意向表明をお願いしたいと考えております。

次に地域別最低賃金の専門部会についてですが、7月下旬から8月上旬に第1回部会を開催し、部会長・部会長代理の選出、審議日程の確認等を行います。目安答申後、8月中に第2回から第6回の部会日程を組みたいと考えておりますが、十分な審議をしていただけるよう、審議状況に応じて、今年度のように回数を増やす又は日程を変更する等、柔軟に対応させていただき所存です。

特定最低賃金の専門部会については、9月下旬から10月上旬に業種合同で第1回専門部会を開催し、部会長・部会長代理の選出、審議日程の確認等を行います。その後は10月下旬までに業種ごとに第2回から第4回の部会日程を組みたいと考えております。

以上、現時点での大まかな日程案でございます。委員の皆様からご意見を願います。

○本間会長

ただ今説明のあった日程案についてご意見等はございますか。

労働者側委員、何かありますか。

○労働者側：石川委員

この案でよろしいと思います。特定最低賃金に係る小委員会はずいぶん、労働者側としては事前という意味合いもありますので、御理解をいただいて開催いただければと思います。

○本間会長

使用者側はいかがでしょう。

○使用者側：丹委員

今の労働者側委員の意見のとおり、小委員会はずいぶん設置いただきたいと思います。

○本間会長

それでは、ただ今の労使委員の意見を踏まえて日程調整を進めていただければと思います。

本日用意した議題は以上になりますが、そのほか、何かこの場で発言されたいことがありましたら承ります。

委員の皆さまよろしいでしょうか。

事務局から何かありますか。

○事務局：門脇

事務局から一言申し上げます。この一年間、事務局として至らない点が多々ありましたが、委員の皆様の真摯なご審議・ご協力のおかげをもちまして、大きな混乱もなく審議会を運営できたものと思っております。

改めまして、委員の皆様のご尽力に対し感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

委員の皆さまの任期は来年3月までとなっております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

4月に入りましたら、委員の皆様のご都合をお伺いして、具体的な日程調整を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○本間会長

これをもちまして、令和7年度の山形地方最低賃金審議会の全ての審議が終了となります。一年間の各委員の皆様のご協力に深く感謝を申し上げまして審議会を終了といたします。ありがとうございました。